(証券コード 1739)
2022年９月１日

# 株　主　各　位

京都府京都市山科区椥辻中在家町８番地１
(登記上の本店所在地)
**株式会社メルディアＤＣ**
代表取締役　田　中　一　也

## 第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただき、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使を頂くようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年９月15日（木曜日）午後６時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2022年９月16日（金曜日）午後１時

２．場　　所　大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目１番３号
ソーラ新大阪21 20階 会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご覧ください。）

**３．目的事項**

**報告事項**　第29期（2021年７月１日から2022年６月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金処分の件

**第２号議案**　定款一部変更の件

**第３号議案**　取締役３名選任の件

**４．招集にあたっての決定事項**

計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（https://meldia-dc.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（https://meldia-dc.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。
（ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます。）

◎会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

◎株主総会の運営スタッフは、検温も含め、体調を確認のうえマスク着用で応対させていただきます。

（添付書類）

# 事　業　報　告

（2021年７月１日から
2022年６月30日まで）

## 1.　当社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度から、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しております。詳細につきましては、計算書類の個別注記表「（会計方針の変更に関する注記）（収益認識に関する会計基準等の適用）」に記載のとおりであります。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済・社会活動の制限が緩和される中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、企業収益は総じて持ち直しの動きが見られました。

先行きについては、国内外での感染拡大の防止策やワクチン接種が促進される中で、持ち直しの動きが続くことが期待されておりますが、感染の動向や金融資本市場の変動等に加え、ウクライナ情勢の影響も注視する必要があり、依然として不透明な状況にあります。

当社の主要事業である建設業界におきましては、公共投資は関連予算の執行により底堅く推移しているものの、民間設備投資は投資計画の見直し、先送りなどが懸念される中、建設技術労働者の不足による人件費の高騰、建設資材価格の高止まりなど、厳しい事業環境が続いております。

住宅業界におきましては、低金利の住宅ローンや政府の各種住宅取得支援策の継続に加え、生活様式の見直しやテレワーク（在宅勤務）の普及などにより、実需者層の住宅取得意欲は堅調に推移しております。一方で、世界的な半導体供給不足の影響による住宅設備の不足や、主に米中での住宅木材の需要増加などを背景とした、いわゆるウッドショックによる木材価格の高騰・供給不足の影響により先行き不透明な状況であります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済・社会活動に広範な影響を与える事象でありますが、当事業年度における当社の業績等への影響は限定的でありました。

このような中、当社は、中期経営計画に掲げる「関西トップクラスの総合建設会社への飛躍」の実現に向けて、重点施策に継続して取り組むとともに、さらなる生産性と収益性の向上に努めてまいりました。また2021年10月１日に商号を「シード平和株式会社」から、当社グループのブランド名を用いた「株式会社メルディアＤＣ」へ変更しており、これを機に、一層の企業価値とブランド価値の向上を目指してまいりました。

当社の主力事業である「総合建設事業」については、売上高について、前事業年度を上回り、過去最高となりました。しかし、人件費や建設資材価格の高騰により、利益率が減少したことで、セグメント利益は前事業年度を下回りました。

「戸建分譲事業」については、販売戸数が過去最高となりました。それにより、売上高・セグメント利益、ともに前事業年度を上回り、過去最高となりました。

「不動産事業」については、高単価・高利益率の収益不動産を販売したことなどにより、売上高・セグメント利益、ともに前事業年度を上回りました。

「不動産賃貸管理事業」については、保有収益不動産の減少や一部保有資産の運営経費の一時的な増加などにより、売上高・セグメント利益、ともに前事業年度を下回りました。

また前事業年度において、過年度分の消費税還付、新型コロナウイルス感染症に関する政府からの助成金などが営業外収益として計上されていたため、経常利益及び当期純利益については、営業利益の増加幅よりも小さくなりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は31,482,010千円（前期比14.3％増）、営業利益は2,051,166千円（同4.3％増）、経常利益は1,942,376千円（同1.9％増）、当期純利益は1,271,949千円（同1.9％増）となりました。

通期としては、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益、ともに過去最高の実績となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（総合建設事業）

総合建設事業は、一般建設請負とマンション分譲で構成されております。

一般建築請負につきましては、主にマンション・ホテルなどの建築の請負を行っております。当事業年度におきましては、一部の大型請負案件で工事進捗に遅延が生じたものの、概ね計画通りに進捗いたしました。

一方、受注活動については、厳しい受注環境の中、大阪府を中心に、京都府及び滋賀県などにおける営業活動に積極的に取り組み、既存顧客との関係性強化及び新規顧客の開拓に注力いたしました。それにより、不動産開発事業を営む３社と取引を開始しております。

当事業年度における建設請負受注高は16,157,429千円（前期比4.0％増）、当事業年度末の建設請負受注残高は22,809,440千円（前事業年度末比15.8％増）となっております。

マンション分譲につきましては、主にワンルームマンション販売業者に対する販売を目的に土地を取得し、企画・開発を提案し、建設を行ったうえで、引渡しをしております。当事業年度におきましては、引渡実績は321戸（前期318戸）でありました。

その結果、売上高18,138,424千円（前期比10.5％増）、セグメント利益1,129,928千円（同15.2％減）となりました。なお、売上高が増加しているにもかかわらず、セグメント利益が減少しているのは、人件費及び建築資材価格の高騰により大型請負工事の利益率が低下しているためであります。

（不動産事業）

不動産事業につきましては、収益不動産の販売や土地売り、不動産売買の仲介等を行っております。当事業年度におきましては、収益不動産の販売が３件（前期５件）となりました。また土地売りを１件（同１件）、不動産販売の仲介３件（同10件）を行いました。収益不動産の取得は３件（同４件）となっております。

その結果、売上高2,527,169千円（前期比37.8％増）、セグメント利益266,353千円（同188.3％増）となりました。なお、販売件数が減少しているにもかかわらず、売上高が増加しているのは、当事業年度において、単価の高い収益不動産の販売が売上高に寄与しているためであります。また売上高の増加に比べ、セグメント利益が大きく増加しているのは、当事業年度に販売した収益不動産のうち、利益率の高い物件が含まれており、セグメント利益に寄与していたためであります。

（不動産賃貸管理事業）

不動産賃貸管理事業におきましては、安定的な収益確保のため、入居者誘致を積極的に行い、稼働率向上に向けて営業活動を行ってまいりました。

その結果、売上高588,416千円（前期比18.7％減）、セグメント利益57,147千円（同72.7％減）となりました。なお、売上高が前期比で減少しておりますが、これは主に、収益物件を売却したことによる保有資産の減少によるものであります。また売上高の減少に比べ、セグメント利益が大きく減少しているのは、利益率の高い収益物件を売却したことに加え、一部保有物件の運営経費が一時的に増加したことによるものであります。

（戸建分譲事業）

戸建分譲事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により実需層の住宅取得意欲が高まる中、当社の属するメルディアグループの「同じ家は、つくらない。」というコーポレートメッセージのもと、地域ごとのお客様のニーズを十分に認識し、他社との差別化を図るべく、企画力・デザイン力を高め、より高い付加価値を提供できる家づくりに努めてまいりました。さらに、京阪神間・北摂エリアを中心に積極的に用地仕入れを行ったほか、個人顧客及び販売協力会社への更なる認知度向上を図るとともに、自社販売部門の販売力強化に努めました。

その結果、戸建分譲住宅の販売件数は225件（前期213件）、土地売り件数は７件（同12件）となり、売上高10,227,998千円（前期比19.3％増）、セグメント利益939,854千円（同44.3％増）となりました。

なお、売上高の増加幅に比べ、セグメント利益が大きく増加しております。これは主に、原価管理の徹底によるコスト削減に加え、自社販売部門において、完成前または完成直後の物件の販売数が増加したことで、高い販売単価を確保できたことなどにより、粗利益が改善いたしました。また広告宣伝費及び仲介手数料の圧縮が販管費の抑制につながり、利益率が増加したためであります。

### (2) 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に対して国内外で感染拡大防止策やワクチン接種が促進される中、持ち直しの動きが続くことが期待されております。ただし、感染の動向や金融資本市場の変動等に加え、ウクライナ情勢や急速な円安などにも注視する必要があり、依然として不透明な状況にあります。

当社の主要事業である建設業界におきましては、不動産市況・設備投資動向などの外部環境の変化により受注高減少の懸念に加え、依然として深刻な人手不足が続いており、これを原因とした人件費の高騰、建設資材価格の高止まりなど、厳しい経営環境が続くものと思われます。

また住宅業界におきましては、テレワーク（在宅勤務）の全国的な普及や、政府による「新しい生活様式」の推進などによる住宅需要の高まりと、低金利環境の継続、政府による各種住宅取得支援策の継続などにより、引き続き実需者層の住宅取得意欲は堅調に推移するものと思われます。ただし、今後の感染動向が住宅取得意欲に影響を及ぼす可能性があり、需要と供給のバランスに注意が必要な状況であります。また半導体供給不足による住宅設備の不足や、「ウッドショック」を背景とした木材価格の高騰・供給不足や、着工遅延・販売価格上昇などにより、先行き不透明な状況であります。

こうした状況の中、当社は、中期経営計画に掲げる「関西トップクラスの総合建設会社への飛躍」の実現に向けて、生産性の向上・原価意識の向上に努め、更なるコストダウンを図ります。またスケジュール管理・予算管理・品質管理を徹底し、売上規模拡大のみならず、収益性の向上を図ります。

また当社では、2022年６月24日付け「代表取締役及び取締役の異動並びに組織変更に関するお知らせ」に公表いたしました通り、2022年７月１日より、経営体制の強化及び業務遂行の効率化、迅速化を図るため、組織変更を行いました。さらに、新たな経営体制のもと、経営環境の変化に迅速に対応し、今後の更なる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、田中一也氏を代表取締役に選任いたしました。

「総合建設事業」の一般建築請負においては、当事業年度末の建設請負受注残高228億円のうち、約130億円が工事進行基準により翌期の売上高に寄与する見込みとなっております。引き続き、安定的に受注が期待できるマンションデベロッパーへの営業活動を精力的に行うとともに、間口拡大に向けて物流倉庫・商業ビルなどの受注促進を行います。また受注活動における社内体制を見直し、案件ごとの収益性の向上を図ります。

また「総合建設事業」のマンション事業においては、翌期竣工のマンション５棟のうち、４棟は契約済みであります。また残り１棟は交渉中であります。引き続き、マンション用地の仕入活動を精力的に行い、顧客への安定した供給を目指すとともに、販売先の新規開拓を行い、供給棟数の拡大を図ります。

「不動産事業」においては、エリア・規模を問わず収益性の高い物件の取得を積極的に行い、個人・法人へ販売してまいります。翌期の収益物件販売は７棟を見込んでおります。収益不動産の仕入状況については、５棟は確保しており、残り２棟については契約済みであります。また収益不動産の販売については、１棟が契約済みとなっております。

「不動産賃貸管理事業」においては、安定的な収益確保のため、引き続き、入居率・稼働率向上に向けて営業活動に努めるとともに、大規模改修工事や新規の管理案件の受注獲得を目指します。

「戸建分譲事業」においては、当事業年度末時点で、翌期販売目標270棟の約80％分の用地は確保しております。引き続き京阪神間・北摂エリアを中心に用地仕入活動及び業者開拓を行い、「同じ家は、つくらない。」にこだわった付加価値の高い住宅を供給します。またウッドショック・住設機器不足の影響については、グループ会社間での連携を強化し、リスクを最小限に抑えるよう努めてまります。販売については、仲介業者への営業活動を強化するとともに、自社販売による顧客との直接取引を拡大させ、自社商品の魅力を顧客へ直接訴求し、早期販売・仲介手数料の削減に努めます。また新規店舗出店による販売エリア拡大や、戸建とマンションを統一ブランド化による他社との差別化により、グループ統一ブランドである「メルディア」を関西エリアに浸透することで、供給棟数の拡大増加を目指します。

以上のことにより、次期の売上高は36,000百万円、営業利益2,390百万円、経常利益2,170百万円、当期純利益1,420百万円を計画しており、売上高・利益ともに過去最高であった前期の実績を更新する見込みです。

なお、詳細につきましては、2022年８月９日に公表しました「2022年６月期決算説明資料」をご覧ください。

### (5) 財産及び損益の状況

| 区　分 | 第 26 期<br>2019年６月期 | 第 27 期<br>2020年６月期 | 第 28 期<br>2021年６月期 | 第 29 期<br>2022年６月期<br>(当事業年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | 23,797,923 | 24,847,555 | 27,541,969 | 31,482,010 |
| 経常利益（千円） | 1,265,193 | 1,374,541 | 1,905,488 | 1,942,376 |
| 当期純利益（千円） | 865,147 | 900,009 | 1,247,989 | 1,271,949 |
| １株当たり当期純利益（円） | 142.15 | 147.87 | 205.05 | 208.98 |
| 総資産（千円） | 22,349,840 | 24,528,180 | 24,580,917 | 26,324,242 |
| 純資産（千円） | 4,266,363 | 5,129,854 | 6,329,153 | 7,521,980 |
| １株当たり純資産額（円） | 700.98 | 842.85 | 1,039.90 | 1,235.88 |

（注）1.　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2.　当事業年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

①　重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社三栄建築設計（以下「三栄建築設計」といいます。）で、同社は当社の株式を3,641,200株（議決権比率59.83％）保有しております。

当社は、親会社から当社借入金の債務保証を受けているほか、商業施設の管理運営業務受託等の取引を行っております。

三栄建築設計との人的関係については、役員の兼任等、経営ノウハウ及び技術の共有化等を目的として受入れを、適宜行っております。

②　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (7) 主要な事業内容

当社は、総合建設業として設計・施工を行っており、兼業事業として不動産業、不動産賃貸業も行っております。

| | | |
|---|---|---|
| 建設業許可 | 国土交通大臣（特－１） | 第 25611 号 |
| 一級建築士事務所登録 | 大阪府知事（ロ） | 第 24806 号 |
| 宅地建物取引業者免許 | 国土交通大臣（２） | 第 8496 号 |
| マンション管理業者登録 | 国土交通大臣（１） | 第 064579 号 |
| 賃貸住宅管理業者登録 | 国土交通大臣（01） | 第 006700 号 |

### (8) 主要な営業所

① 本　　社　大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目１番３号
　　ソーラ新大阪21　９階
② 京都本店　京都府京都市山科区椥辻中在家町８番地１
③ 滋賀支店　滋賀県近江八幡市鷹飼町560番地１

### (9) 従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 202名 | 29名増 | 36.6歳 | ５年４ケ月 |

（注） 従業員数には、使用人兼務取締役、臨時従業員は含んでおりません。

### (10) 主要な借入先

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| | 千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,499,238 |
| 株式会社徳島大正銀行 | 1,824,000 |
| 株式会社きらぼし銀行 | 1,000,000 |
| 株式会社関西みらい銀行 | 950,000 |
| 株式会社紀陽銀行 | 658,400 |

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数** 16,000,000株

(2) **発行済株式の総数** 6,454,400株（自己株式368,080株を含む）

(3) **株主数** 1,152名

(4) **大株主**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| | 株 | % |
| 株式会社三栄建築設計 | 3,641,200 | 59.83 |
| 村田直樹 | 303,800 | 4.99 |
| 内藤征吾 | 190,100 | 3.12 |
| 小池信三 | 182,000 | 2.99 |
| 佐藤友亮 | 130,000 | 2.14 |
| 山下博 | 74,700 | 1.23 |
| 真鍋正二 | 71,300 | 1.17 |
| 黒田貴信 | 67,700 | 1.11 |
| メルディアＤＣ従業員持株会 | 58,800 | 0.97 |
| 上田八木短資株式会社 | 47,300 | 0.78 |

（注）1. 当社は、自己株式368,080株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 小池信三 | 株式会社三栄建築設計　代表取締役社長<br>株式会社MAI　取締役<br>Meldia Investment Realty of America, Inc.　取締役<br>株式会社メルディアRIZAP湘南スポーツパートナーズ　取締役<br>一般財団法人メルディア　理事<br>Alpha Construction Co. Inc.　取締役<br>一般社団法人日本木造分譲住宅協会　理事長 |
| 取締役 | 磯部善男 | 執行役員　生産技術本部長 |
| 取締役 | 田中一也 | 執行役員　営業本部長 |
| 取締役 | 榊原拓也 | 執行役員　経営管理本部長 |
| 取締役 | 吉野誠治 | POPアセットマネジメント株式会社　取締役 |
| 常勤監査役 | 東井茂樹 | |
| 監査役 | 小池裕樹 | 弁護士<br>さくら法律事務所　代表弁護士<br>モリ工業株式会社　社外取締役<br>ミートフーズサービス株式会社　監査役<br>株式会社ダイドー　社外取締役 |
| 監査役 | 小西一成 | 公認会計士、税理士<br>株式会社エアーズ経営研究所　取締役<br>エアーズ税理士法人　代表社員 |

(注) 1. 吉野誠治氏は、社外取締役であります。
2. 東井茂樹氏、小池裕樹氏、小西一成氏は、社外監査役であります。
3. 監査役東井茂樹氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見に加え、経営者としての豊富な経験を有するものであります。
4. 監査役小西一成氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役吉野誠治氏、監査役東井茂樹氏、監査役小池裕樹氏、監査役小西一成氏の４名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役吉野誠治氏、社外監査役東井茂樹氏、社外監査役小池裕樹氏、社外監査役小西一成氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する額としております。
7. 磯部善男氏は、2022年６月30日付けで取締役を辞任しております。
8. 楠下庄三氏は、2021年９月17日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
9. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位の異動については、以下の通りです。

| 氏名 | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| 小池信三 | 代表取締役社長 | 取締役会長 |
| 田中一也 | 取締役 | 代表取締役社長 |

10.　当社では執行役員制度を導入しております。
　　2022年７月１日付けで組織変更及び担当の変更がありました。

| 氏　名 | 変　更　前 | 変　更　後 |
|---|---|---|
| 田　中　一　也 | 取締役　執行役員<br>営業本部長 | 代表取締役社長<br>執行役員　不動産事業本部長 |
| 磯　部　善　男 | 取締役　執行役員<br>生産技術本部長 | 相談役 |
| 榊　原　拓　也 | 取締役　執行役員<br>経営管理本部長 | 同左 |
| 長　　野　　浩 | 執行役員　工事本部長 | 執行役員　建築事業本部長 |
| 髙　木　憲　昭 | 執行役員<br>営業本部　建築営業部長 | 執行役員<br>建築事業本部　副本部長 |
| 岩　村　崇　裕 | 執行役員　住宅事業本部長<br>兼 住宅事業本部<br>住宅設計工事部長 | 執行役員　住宅事業本部長 |

### (2) 取締役及び監査役の報酬等

#### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年２月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社は取締役の役割を、当社の経営方針・戦略の策定、業務執行、従業員の業務執行への助言・監督を行うことによって企業価値を高めることとし、当社の取締役の報酬は、求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系とする。個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で決議された総枠の範囲内で各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、世間水準及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬に関する方針

取締役の個人別の報酬を、固定報酬としての基本報酬のみとしているため、決定方針等は定めないものとする。

4. 非金銭報酬等に関する方針

取締役の個人別の報酬を、固定報酬としての基本報酬は金銭報酬のみとしているため、決定方針等は定めないものとする。

5. 報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の報酬を、固定報酬としての基本報酬のみとしているため、報酬割合については定めないものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

7. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における当社の取締役の報酬の額は、取締役会により一任された代表取締役社長小池信三が決定しております。代表取締役社長に委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を、総合的・客観的に判断し、各取締役の報酬額を決定できると判断したためです。

### ②取締役及び監査役の報酬等の額

| 区　　分 | 支　給　人　数 | 報　酬　等　の　額 |
|---|---|---|
| 取　締　役<br>（うち社外取締役） | 5名<br>（1名） | 10,800千円<br>（1,200千円） |
| 監　査　役<br>（うち社外監査役） | 4名<br>（4名） | 7,600千円<br>（7,600千円） |
| 計 | 9名 | 18,400千円 |

（注）1.　役員報酬限度額
①取締役
年額300,000千円以内。ただし、この報酬限度額には使用人兼務取締役の使用人給与分を含んでおりません。
（2005年６月24日株主総会において決議されており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名であります。）
②監査役
年額20,000千円以内。
（2014年６月26日株主総会において決議されており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち社外監査役は２名）であります。）
2.　上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）として25,713千円を支給しております。

### (3) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては12頁に記載のとおりであります。

②　当事業年度における主な活動状況

| 区　分 | 氏　　名 | 主　な　活　動　状　況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 吉　野　誠　治 | 当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、警察官としての豊富な経験及び民間企業でコンプライアンス全般に係る業務に従事した経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 |
| 社外監査役 | 東　井　茂　樹 | 2021年９月17日就任以降開催された取締役会10回のうち10回、また監査役会10回のうち10回に出席し、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見に加え、経営者としての豊富な経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 |
| 社外監査役 | 小　池　裕　樹 | 当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また監査役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 |
| 社外監査役 | 小　西　一　成 | 当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また監査役会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名　　称　　太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支　払　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 23,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,500千円 |

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から入手した情報に基づき、会計監査人の当事業年度の「監査計画」の内容についてその適切性・妥当性を検討するとともに、当該監査計画における「監査時間」と「報酬単価」について会計監査人と協議を重ねたうえで、会計監査人の報酬等の額が妥当であると認められたことから同意したものであります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役会の決議をもって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の継続監査年数などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

## 5. 会社の体制及び方針

(1) 会社の経営の基本方針

① 当社は、人々のライフスタイルやライフステージに合った、自由かつ自然な営みができる生活空間の提案と供給ができる企業を目指し、安全性、耐久性、機能性を高める構造物を提供することを通じて、優れた社会資本の整備に役立つことにより、広く社会に貢献することを経営理念としています。

② 当社は、低採算の時代に収益性を重視した堅実経営により、健全な財務体質と経営の自主性を維持してまいりました。今後とも環境の変化に対応する強力な企業基盤を確立してまいります。

③ 事業の拡大に向け、新しい事業領域への進出を図るなど、積極的に事業の開発に取り組みながら、収益源の多様化を図ってまいります。

④ 透明性の高い経営体制の構築とコーポレート・ガバナンスの充実を一層強化し、継続的に取り組んでまいります。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 経営の基本方針である経営理念を深く浸透させ、法令等を遵守する体制の構築を、経営の最重要課題の一つとして位置づける。

② コンプライアンスに関する行動規範・倫理規範を遵守し、取締役及び使用人が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえて業務遂行にあたるよう、全体会議等を通じ、研修・指導を図る。

③ コンプライアンス等に関する情報については、社内通報制度である内部通報規程を有効に活用することにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努める。

④ 当社は反社会的な勢力や団体に対して毅然とした態度・行動で臨み、一切の関係を持たず、なんらの利益供与も行わない。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 職務の遂行に係る文書の保存及び管理については、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適切に行う。

② 情報の保存及び管理については、情報管理規程・インサイダー取引防止規程・個人情報保護規程等の社内規程に基づき、適切に行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理規程に基づき総合的にリスク管理に対応する。

② 問題点・課題等については、適宜取締役会・全体会議等にて審議・検討を行い、リスクマネジメントに反映させる。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務権限及び責任を明確にするとともに、取締役会規程に基づき定例の取締役会を毎月一回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の決定を行うとともに取締役の業務執行状況の管理監督を行う。

② 業務運営については、中長期経営計画、各年度予算を策定して、取締役の職責をより明確にし、具体的な目標設定・対策・立案のもと業務遂行を図る。

(6) 当社並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、取締役会・監査役会設置会社として、自立性・自発性・独立性を発揮する。

② 当社の管理部門については、グループ会社と連携を深めつつ、業務遂行にあたる。

③ 内部統制については、グループ会社と連携を深めグループ全体のコンプライアンスの実効性を高める。

④ 監査役は、定期的に親会社の監査役・監査役会との情報交換を図り、グループ全体の監査の実効性を高める。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、合理的な範囲で配置する。

② 監査役補助者の任命・異動・人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前同意を要し、取締役会からの独立性を確保するものとする。

③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従い、指示を実行するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項及び重要な社内情報等を速やかに監査役に報告する。

② 当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

③ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書等を閲覧し、いつでも取締役及び使用人から説明を求めることができる。

④ 監査役は、監査役会規程に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門とも緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成に努めるものとする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、下記の取り組みを実施しております。

① 取締役会は取締役及び社員等が共有する全社的な目標を定めております。また、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会及び管理職会議で報告しております。

② コンプライアンス委員会を設置し、経営上のリスクに関する報告及び協議と、その管理状況を確認できる体制を整備しております。また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。

③ 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。

④ 取締役会には監査役が出席し、取締役の職務執行等につき意見を述べ、常に監視できる体制を整えております。また、代表取締役社長は監査役との間で定期的に意見交換を行っております。

⑤ 監査役、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。

⑥ 内部監査部門が作成した内部監査計画書に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年６月30日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **25,232,046** | **流動負債** | **13,229,224** |
| 現金及び預金 | 1,833,328 | 工事未払金 | 1,979,805 |
| 電子記録債権 | 332,392 | 不動産事業未払金 | 469,107 |
| 完成工事未収入金 | 201,058 | 短期借入金 | 8,338,100 |
| 不動産事業未収入金 | 4,981 | １年内返済予定長期借入金 | 917,694 |
| 契約資産 | 5,079,122 | １年内償還予定社債 | 300,000 |
| 未成工事支出金 | 6,125 | リース債務 | 6,313 |
| 販売用不動産 | 4,010,590 | 未払金 | 161,270 |
| 仕掛販売用不動産 | 12,718,845 | 未払費用 | 26,457 |
| 未収消費税等 | 12,924 | 未払法人税等 | 316,654 |
| 前払費用 | 45,344 | 契約負債 | 480,701 |
| 短期貸付金 | 520,000 | 預り金 | 66,789 |
| その他 | 474,928 | 前受収益 | 18,217 |
| 貸倒引当金 | △7,595 | 賞与引当金 | 105,883 |
| **固定資産** | **1,092,195** | 完成工事補償引当金 | 32,394 |
| **有形固定資産** | **794,404** | 工事損失引当金 | 9,138 |
| 建物 | 411,734 | その他 | 696 |
| 構築物 | 86 | **固定負債** | **5,573,036** |
| 車両運搬具 | 0 | 長期借入金 | 5,181,412 |
| 工具、器具及び備品 | 7,408 | リース債務 | 94,399 |
| 土地 | 290,238 | 長期前受収益 | 23,481 |
| リース資産 | 84,937 | 退職給付引当金 | 112,477 |
| **無形固定資産** | **9,515** | 預り保証金 | 101,749 |
| ソフトウエア | 8,182 | 関係会社長期未払金 | 49,945 |
| 電話加入権 | 1,333 | 資産除去債務 | 9,571 |
| **投資その他の資産** | **288,275** | **負債合計** | **18,802,261** |
| 長期前払費用 | 210 | **純資産の部** | |
| 差入保証金 | 91,004 | **株主資本** | **7,521,980** |
| 繰延税金資産 | 185,351 | **資本金** | **100,000** |
| 長期貸付金 | 7,117 | **資本剰余金** | **656,113** |
| 長期未収入金 | 16,110 | 資本準備金 | 360,806 |
| その他 | 11,910 | その他資本剰余金 | 295,306 |
| 貸倒引当金 | △23,429 | **利益剰余金** | **6,800,858** |
| | | 利益準備金 | 13,000 |
| | | その他利益剰余金 | 6,787,858 |
| | | 繰越利益剰余金 | 6,787,858 |
| | | **自己株式** | **△34,991** |
| | | **純資産合計** | **7,521,980** |
| **資産合計** | **26,324,242** | **負債・純資産合計** | **26,324,242** |

(注)　記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（2021年７月１日から
2022年６月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 31,482,010 |
| 売上原価 | | 28,258,185 |
| **売上総利益** | | **3,223,824** |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,172,658 |
| **営業利益** | | **2,051,166** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 16,114 | |
| 受取手数料 | 16,270 | |
| 解約金収入 | 40,900 | |
| 助成金収入 | 8,515 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 14,000 | |
| その他 | 13,421 | 109,221 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 166,562 | |
| 支払保証料 | 18,394 | |
| 融資等手数料 | 11,647 | |
| その他 | 21,407 | 218,011 |
| **経常利益** | | **1,942,376** |
| **税引前当期純利益** | | **1,942,376** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 649,851 |
| 法人税等調整額 | | 20,576 |
| **当期純利益** | | **1,271,949** |

（注） 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（2021年７月１日から
2022年６月30日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 2021年７月１日残高 | 100,000 | 360,806 | 295,306 | 656,113 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － |
| 2022年６月30日残高 | 100,000 | 360,806 | 295,306 | 656,113 |

| | 株主資本 | | |
|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| | | 繰越利益剰余金 | |
| 2021年７月１日残高 | 13,000 | 5,595,030 | 5,608,030 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | △79,122 | △79,122 |
| 当期純利益 | | 1,271,949 | 1,271,949 |
| 事業年度中の変動額合計 | － | 1,192,827 | 1,192,827 |
| 2022年６月30日残高 | 13,000 | 6,787,858 | 6,800,858 |

| | 株主資本 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 2021年７月１日残高 | △34,991 | 6,329,153 | 6,329,153 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | △79,122 | △79,122 |
| 当期純利益 | | 1,271,949 | 1,271,949 |
| 事業年度中の変動額合計 | － | 1,192,827 | 1,192,827 |
| 2022年６月30日残高 | △34,991 | 7,521,980 | 7,521,980 |

（注） 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

2022年８月22日

株式会社メルディアＤＣ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柏木　忠　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大好　慧　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社メルディアＤＣの2021年７月１日から2022年６月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との利益相反取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年８月23日

株式会社メルディアＤＣ　監査役会

社外常勤監査役　東井　茂樹　㊞

社外監査役　小池　裕樹　㊞

社外監査役　小西　一成　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　剰余金処分の件

当社は、安定した株主配当を基本とし、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に対応した配当を継続していくことを経営の重要課題の一つとして認識することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、前期より１株につき２円増配し、15.0円とさせていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金15.0円

総額91,294,800円

３．剰余金の配当が効力を生じる日

2022年９月20日

## 第２号議案　定款一部変更の件

### １．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年９月１日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、これらの変更に伴う経過措置に関する附則を設けるものであります。

**２．変更の内容**

変更の内容は、次のとおりであります。

**（下線は変更部分を示します。）**

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| 第３章　株　主　総　会 | 第３章　株　主　総　会 |
| （株主総会関係書類等のインターネット開示とみなし提供）<br>第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | （削除） |
| （新設） | （電子提供措置等）<br>第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br>２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 |
| （新設） | 附則<br>１．令和４年９月１日から６ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会関係書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。<br>２．　本附則は、令和４年９月１日から６ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から３ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 |

**第３号議案　取締役３名選任の件**

本定時株主総会終結の時をもって、社外取締役吉野誠治氏が辞任いたします。また磯部善男氏は、2022年６月30日付けで、取締役を辞任しております。

つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため取締役３名（うち、社外取締役２名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 長野（ながの）　浩（ひろし）<br>（1960年９月27日） | 1983年４月　株式会社菅組 入社<br>1990年７月　株式会社松下電工 入社<br>2002年４月　株式会社松下電工 事業部長<br>2006年９月　株式会社ミツワ 建築部長<br>2009年７月　コミュニティワン（現東急不動産ホールディングス） 入社<br>2011年７月　コミュニティワン 西日本事業統括部 部長<br>2018年２月　シード平和株式会社（現株式会社メルディアＤＣ） 入社<br>2020年８月　シード平和株式会社 執行役員 工事本部長<br>2022年７月　株式会社メルディアＤＣ<br>執行役員 建築事業本部長（現任） | ―株 |
| 2 | 久堀（くぼり）　文明（ふみあき）<br>（1954年２月５日） | 1972年４月　大阪府警察官任官<br>2011年３月　大阪府警察曽根崎警察署 副署長<br>2012年３月　大阪府警察機動捜査隊 隊長<br>2013年３月　大阪府警察旭警察署 署長<br>2014年４月　ダイハツ工業株式会社 入社<br>2019年４月　株式会社ダイハツビジネスサポートセンター 入社 | ―株 |
| 3 | 前田（まえだ）　佳彦（よしひこ）<br>（1957年４月28日） | 1981年４月　京阪電気鉄道株式会社（現京阪ホールディングス株式会社）入社<br>2005年７月　同社都市開発部長<br>2007年７月　同社経営統括室経理担当部長<br>2009年７月　同社経営統括室経営政策担当部長<br>株式会社京阪カード代表取締役社長<br>2015年６月　同社取締役常務執行役員<br>2017年６月　京阪電鉄不動産株式会社取締役会長<br>2020年６月　京阪電鉄不動産株式会社相談役<br>2022年４月　浅井謙建築研究所株式会社顧問（現任） | ―株 |

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 久堀文明氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたり大阪府警察職員として勤務し、コンプライアンスにおける知見や経験を活かし事業会社の管理部門に所属し、コンプライアンス全般に係る業務に携わったことにより、豊富な専門的見地からの知識と幅広い知見を有しております。よって、その経験を当社の経営に活用することで、当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実したものにすることが期待できると判断したためであります。同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
3. 前田佳彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり、企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。さらに、不動産業界の企業経営の経験も有しております。その経験を活かし、経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスをさらに充実したものにすることが期待できると判断したためであります。
4. 当社は久堀文明氏、前田佳彦氏の選任が承認可決された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。また、当社は両名との間で会社法第427条第１項及び現行定款の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任に関し、同法第425条第１項の各号に定める金額の合計額を上限とする旨の契約を締結する予定であります。

以　上

# 株主総会会場ご案内略図

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目１番３号
ソーラ新大阪21　20階　会議室
電話番号 06-4866-5388

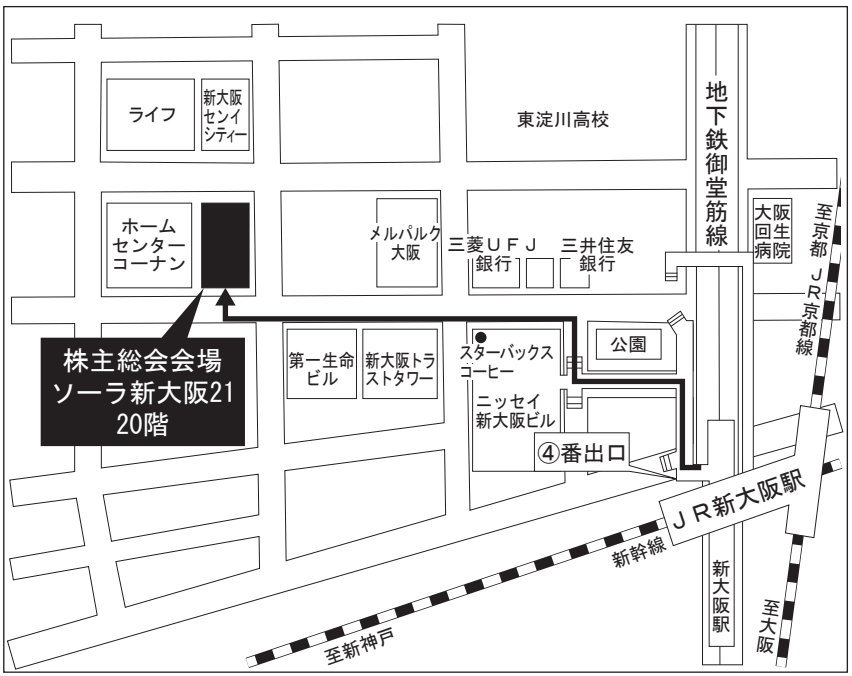


## ■最寄交通機関

【ＪＲ新大阪駅をご利用の場合】

改札を出て、北口のエスカレーターを降り、地下鉄御堂筋線連絡口を直進し、地下鉄御堂筋線新大阪駅の④番出口より順路に沿ってお越しください。

【地下鉄御堂筋線新大阪駅をご利用の場合】

地下鉄ホームのＡまたはＢ階段を降り、④番出口より順路に沿ってお越しください。